

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民や福祉事業に関わる実務者・研究者に対して、あるいは、市民・実務者・研究者とともに、地域福祉の調査・研究、人材育成、ネットワーク構築、福祉サービス評価に関する事業を行い、福祉の充実・発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 調査・研究事業
- (2) 人材育成事業
- (3) ネットワーク構築事業
- (4) 福祉サービス評価事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、研究会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 研究会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体
研究会員は、以下の3種に分類される。

- ①市民研究員：地縁役員、ボランティア活動者など地域福祉の発展・向上に関心を持ち、実践意欲のあるもの
- ②福祉事業現任研究員：福祉関係専門職として、地域福祉に関する研究及び実践に携わっているもの
- ③学識研究員：大学院等において地域福祉に関する研究及び実践に携わっているもの

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 研究会員は、次に掲げる条件をすべて備えなければならない。

(1) この法人の目的に賛同し、本定款を遵守するもの

(2) この法人の運営に直接参画し、活動できるもの

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 この法人の会員は、総会において別に定める会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において研究会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会員の義務)

第12条 会員は、この法人を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4人以上12人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において研究会員から選任する。

2 理事の中から互選により、理事長及び副理事長を選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 5 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

(職務)

- 第16条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、法第18条に規定する職務の他、理事会の招集の請求を行う。

(任期等)

- 第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において研究会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第20条 役員の報酬は、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会において定める総額の範囲内で支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員の報酬等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、研究会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項

- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 残余財産の帰属に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 研究会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した研究会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、研究会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した研究会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各研究会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない研究会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の研究会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した研究会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する研究会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 研究会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した研究会員の中から、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、研究会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等である。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(弾力条項)

第45条 第43条の規定にかかわらず、業務量の増加によりこの法人の業務のため直接必要な経費に不足が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収益に相当する金額をこの法人の業務のために直接必要な経費に使用することができる。

なお、この弾力条項を適用した場合には、理事長は遅滞なく、この法人の掲示場に公示す

るものとし、次の総会において弾力条項の適用を行った旨を報告する。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算は毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した研究会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、研究会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において研究会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人は、その事務処理をするために事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。事務局長及び事務局員の任免は理事長が行う。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	泉 一弘
副理事長	太田 貞司
副理事長	佐塚 玲子
理事	松崎 吉之助
同	竹谷 康生
同	武田 千香恵
監事	爲崎 緑
監事	中野 しずよ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度については徴収しない。

会費	研究会員	(個人・団体)	10,000 円 (年間)
	賛助会員 (個人)	1 口	10,000 円(1 口以上) (年間)
	賛助会員 (団体)	1 口	20,000 円(1 口以上) (年間)

附則 この定款は、平成28年3月18日から施行する。

附則 この定款は、令和元年 7 月 24 日から施行する。

附則 この定款は、令和4年11月11日から施行する。

附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。